

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	地方税(法人事業税): 義
		② 上記以外の税目	
3	内容		<p>《制度の概要》</p> <p>保険業法(平成7年法律第105号)第2条第3項に規定する生命保険会社及び同条第8項に規定する外国生命保険会社等(以下「生命保険会社等」という。)に対する事業税の課税標準の算定に当たり、生命保険会社等が(独)福祉医療機構と締結する心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約に基づく収入保険料について、課税対象となる収入保険料から控除するもの。</p>
			<p>《関係条項》</p> <p>地方税法附則第9条第9項</p>
4	担当部局		金融庁企画市場局総務課保険企画室
5	評価実施時期及び分析対象期間		<p>評価実施時期: 令和2年9月</p> <p>分析対象期間: 平成28年度～令和元年度</p>
6	創設年度及び改正経緯		昭和45年創設
7	適用期間		当面の間
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の扶養者が加入者となり、加入者が地方公共団体に対して掛金を納付し、加入者の死亡及び重度の障害を支給要件として心身障害者に対して年金を支給することにより、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、扶養者が心身障害者の将来に対して抱く不安の軽減を図るものであり、地方公共団体が定める条例に基づき、地方公共団体において実施されているものである。</p> <p>これについて、(独)福祉医療機構においては、地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業(以下「心身障害者扶養保険事業」という)を行うことで、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を図っている。</p>

			の、年金支給人員数は年々増加している。										
		② 適用額	上記参照										
		③ 減収額	<p><減収額の推移></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額 (千円)</td> <td>61,162</td> <td>66,466</td> <td>39,526</td> <td>38,307</td> </tr> </tbody> </table> <p>※減収額は、保険料収入金額×保険業の標準税率(0.9%)で算出</p>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	減収額 (千円)	61,162	66,466	39,526	38,307
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度									
減収額 (千円)	61,162	66,466	39,526	38,307									
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>心身障害者扶養共済制度の年金支給人員数は、平成28年度の55,754人から令和元年度には57,762人、年金支給総額は、平成28年度の134.7億円から令和元年度には139.6億円へとそれぞれ増加しており、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等に寄与していると評価できる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>生命保険契約の被保険者数は、平成28年度の45,239人から令和元年度には41,011人、生命保険契約の保険料収入(総額)は、平成28年度の68.0億円から令和元年度には42.6億円へとそれぞれ減少しているものの、契約締結生命保険会社等の数は、平成23年度以降、10社を維持している状況にあり、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営に寄与しているものと考えられる。</p>										
		⑤ 税収減を是認する理由等	平成28年度において推計で61,162千円、令和元年度において推計で38,307千円の税収減が生じているものの、心身障害者扶養共済制度を安定的に運営し、心身障害者に対する年金を安定的に支給することを通じ、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等に寄与しており、税収減は是認されるものと考えられる。										
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を図り、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進等を図るため、契約締結生命保険会社等を確保する必要があり、これを実現する手段として、適確かつ必要最小限である。</p> <p>また、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等を図る観点から、心身障害者扶養共済制度の掛金はある程度低額に抑える必要があり、掛金をもとに保険料が支払われる生命保険契約において、生命保険会社等の負担の軽減を図るためには、予算の範囲内で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高い収入保険料に関する課税標準の特例が有効である。</p>										
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>・国と地方公共団体による公費の投入</p> <p>国と地方公共団体による公費の投入は、心身障害者に対して給付金を支給する基金の積立金不足を補填するためのものであり、その役割は明確に異なる。</p>										

		③ 地方公共団体が協力する相当性	心身障害者扶養共済制度は、地方公共団体が定める条例に基づき、地方公共団体が主体となり実施されているものである。
11	有識者の見解		「心身障害者扶養保険事業に関する検討報告書」(平成 29 年 11 月 6 日)抜粋 現行の制度の枠組みを基本としつつも、現在の経済状況を踏まえ、長期にわたって安定的に持続可能な制度とすることが適当
12	評価結果の反映の方向性		収入保険料に関する課税標準の特例を継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-